

相続手続き チェックリスト

印刷してお使いください

被相続人	
死亡年月日	年 月 日 ← ここを起算日として期限日を記入してください
記入者	

期限の起算日は、手続きによって異なります。相続放棄の3か月は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から数えます。死亡日とは一致しない場合があります。

1 まず動くこと（死亡直後～おおむね2週間）

期限	期限日	手続き・作業	窓口・提出先	済
7日以内	/ /	死亡届・火葬許可申請	市区町村（葬儀社が代行することが多い）	☐
10日・14日	/ /	年金受給権者死亡届・未支給年金の請求	年金事務所・市区町村	☐
14日以内	/ /	国民健康保険・後期高齢者医療の資格喪失	市区町村	☐
14日以内	/ /	介護保険の資格喪失・被保険者証の返還	市区町村	☐
14日以内	/ /	世帯主変更届（残る世帯員が2人以上のとき）	市区町村	☐
速やかに	/ /	遺言書の有無の確認（自宅・貸金庫・公証役場・法務局）	公証役場・法務局	☐
速やかに	/ /	自筆証書遺言の検認申立て（法務局保管分を除く）	家庭裁判所	☐
速やかに	/ /	相続人の確定（出生から死亡までの戸籍の収集）	本籍地の市区町村・広域交付窓口	☐
速やかに	/ /	法定相続情報一覧図の作成・申出	法務局	☐
速やかに	/ /	相続財産の調査（残高証明・名寄帳・登記事項証明書）	金融機関・市区町村・法務局	☐
速やかに	/ /	財産目録の作成	—	☐
速やかに	/ /	公共料金・通信・NHK・サブスクの名義変更／解約	各事業者	☐
速やかに	/ /	クレジットカードの解約	各カード会社	☐
速やかに	/ /	運転免許証・パスポートの返納	警察署・旅券窓口	☐

※ マイナンバーが日本年金機構に収録されている場合、年金受給権者死亡届の提出は原則として不要です。

2 期限のある手続き

期限	期限日	手続き・作業	窓口・提出先	済
3か月以内	/ /	相続放棄・限定承認の申述（熟慮期間）	家庭裁判所	☐
4か月以内	/ /	準確定申告（被相続人の所得税）	税務署	☐
—	/ /	遺産分割協議・遺産分割協議書の作成	—	☐
—	/ /	預貯金の解約・払戻し	各金融機関	☐
—	/ /	有価証券の移管・名義変更	証券会社	☐
—	/ /	自動車の移転登録	運輸支局	☐
10か月以内	/ /	相続税の申告・納付（基礎控除を超える場合）	税務署	☐
1年以内	/ /	遺留分侵害額の請求（知った時から1年）	—	☐

期限	期限日	手続き・作業	窓口・提出先	済
3年以内	/ /	相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）	法務局	☐

※ 令和6年3月31日以前に発生した相続で、まだ登記していない不動産の期限は令和9年（2027年）3月31日です。正当な理由なく怠ると10万円以下の過料の対象となります。

3 請求しないともらえないもの

期限	期限日	手続き・作業	窓口・提出先	済
2年以内	/ /	葬祭費・埋葬料の請求	市区町村・健康保険組合	☐
2年以内	/ /	高額療養費の請求	市区町村・健康保険組合	☐
2年以内	/ /	死亡一時金の請求（国民年金）	市区町村・年金事務所	☐
3年以内	/ /	生命保険金の請求	各保険会社	☐
5年以内	/ /	遺族年金の請求	年金事務所	☐
5年以内	/ /	未支給年金の請求	年金事務所	☐

※ これらは行政や保険会社から案内が来ないことがあります。自分で請求しなければ受け取れません。

4 相続税の申告が必要かどうか

法定相続人の数	名
基礎控除額	3,000万円 + 600万円 × 名 = 万円
遺産の総額（見込み）	万円
判定	☐ 申告不要の見込み ☐ 申告が必要な見込み ☐ 要確認

※ 遺産の総額が基礎控除額を超えなければ、相続税の申告は不要です。まずここを確認してください。配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例を使う場合は、税額がゼロでも申告が必要です。

5 窓口の管轄（長岡京市・向日市・大山崎町の場合）

手続き	窓口
死亡届・戸籍・各種資格喪失	お住まいの市役所・町役場
相続登記・法定相続情報一覧図	京都地方法務局 嵯峨出張所（京都市右京区）
自筆証書遺言書の保管	京都地方法務局 本局（京都市上京区）※嵯峨出張所では取扱いなし
準確定申告・相続税の申告	右京税務署（京都市右京区西院上花田町10-1）
相続放棄・遺言書の検認	京都家庭裁判所
年金の手続き	年金事務所

※ 相続登記は本局ではなく嵯峨出張所、遺言書の保管は嵯峨出張所ではなく本局です。逆になりやすいのでご注意ください。

6 手元にお金がないとき

被相続人の口座は、金融機関が死亡を知った時点で凍結されます。葬儀費用などに充てるため、遺産分割前でも預貯金の一部を払い戻せる制度があります（預貯金の仮払い制度）。

払い戻せる額は「相続開始時の預貯金額 × 3分の1 × その相続人の法定相続分」で、同一の金融機関につき150万円が上限です。家庭裁判所の手続きは不要で、金融機関の窓口で申請できます。

ご相談は無料です

何から手をつければよいかわからない、という段階で構いません。ご依頼をお決めいただくまで、何度でも無料でご相談を承ります。ご来場の方には、あなたのご家族の場合に何をいつまでにすべきかをまとめた診断書（A4・8ページ）を無料でお渡ししています。

相続おもしろ相談室（中川総合法務オフィス） 行政書士・ファイナンシャルプランナー 中川 恒信

京都府長岡京市長法寺川原谷 13-6 電話 075-955-0307（受付 9:00～18:00・土日も承ります）

無料相談会 長岡京バンビオ（JR 長岡京駅前）／向日市永守重信市民会館

このチェックリストは一般的な目安です。ご家族の状況により必要な手続きは異なります。ご使用により生じた結果について、当事務所は責任を負いかねます。